

農業を取り巻く環境は、農業就業者の高齢化、農家数や農業就業者数の減少、耕地面積の縮小、耕作放棄地の増加など、さまざまな問題を抱えている。また、近年では、事故米や産地偽装など食に関する事件が多発したことで、消費者の「食」の安心・安全や、食料自給率の向上などへの関心も強まっている。一方、新政権による成長戦略(2009年12月公表)では、農業が地域活性化策の1つの柱と位置付けられた。

こうした状況下、09年12月15日に改正農地法が施行され、農業活性化

企業の農業参入の現状と今後のあり方への提言

企業の農業参入時の留意事項を取りまとめ

のための新たな担い手として企業による農業参入が注目を集めている。そこで本稿では、これまでの農地に関する規制緩和の推移やその考え方について整理するとともに、企業の農業参入の先進事例や課題等を取りまとめ、今後のあり方について考えてみた。

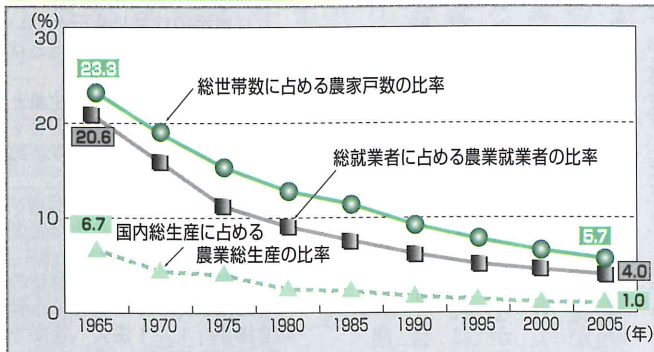
農業の現状と課題

(1) 農業の現状

農業は、今から45年前の1965年には、「総世帯数に占める農家戸数」「総就業者に占める農業就業者」の比率がともに2割を超えるなど、1つの産業として一定の規模を保っていた。しかしその後、この2つの数値はいずれも大幅な低下を続け、2005年時点では、それぞれ4・6%程度となっている。

同じ期間、「国内総生産に占める農業総生産」の比率も6・7%から1・0%まで低下した(図表1)。

図表1 日本における農業の位置付けの推移



(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「国勢調査」、農林水産省「農林業センサス」

図表2 耕作放棄地率の推移 (単位: ha, %)

	年	総農家経営耕地面積	耕作放棄地面積合計	耕作放棄地		耕作放棄地率 (%)
				総農家耕作放棄地	土地持ち非農家耕作放棄地	
全 国	1975年	4,782,518	99,104	99,104	-	2.0
	1980年	4,705,587	91,746	91,746	-	1.9
	1985年	4,566,859	130,738	92,671	38,067	2.8
	1990年	4,361,168	216,785	150,655	66,130	4.7
	1995年	4,120,279	244,314	161,771	82,543	5.6
	2000年	3,883,943	342,789	210,019	132,770	8.1
	2005年	3,608,428	385,791	223,372	162,419	9.7
千葉県	1975年	139,572	2,428	2,428	-	1.7
	1980年	133,987	2,244	2,244	-	1.6
	1985年	125,966	3,178	2,173	1,005	2.5
	1990年	118,150	7,986	6,370	1,616	6.3
	1995年	109,467	9,162	6,962	2,200	7.7
	2000年	99,967	14,861	9,556	5,305	12.9
	2005年	93,180	17,058	9,592	7,466	15.5

(出所) 千葉県農林水産部農林水産政策課のホームページより抜粋
(注) 耕作放棄地率は、耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)×100

農業産出額を見ても、84年にピーク(11・7兆円)をつけた後、横ばいから減少に転じ、06年の農業産出額は8・3兆円とピーク比3割近い落ち込みとなっている。

農業衰退の背景として、農家数や農業就業者数の減少、耕作放棄地の増加などが指摘されているが、以下ではこれらについて、もう少し詳しく

く見ていきたい。

(2) 耕作放棄地面積の増加

「耕作放棄地」とは、農林水産省の統計調査における区分であり、「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地」をいう(※注1)。

その面積は05年時点で、埼玉県の面

古川明日香
株式会社ばぎん総合研究所
経済調査部研究員



積(37・7万ha、09年10月1日現在)に匹敵する38万haとなっている(図表2)。耕作放棄地は85年以降急増しており、その後の20年間で、全国は3倍、千葉県は5・4倍に増加している。この結果、総耕地面積に占める耕作放棄地の比率は、全国で9・7%、千葉県では15・5%(いずれも05年の計数)と急上昇を続けてきた。

千葉県の耕作放棄率が全国平均に比べ高いのは、千葉県は首都圏にあることから相対的に地価が高く、農地を住宅地等に転用する意図が潜在的に高いものの、売買・賃貸借しづらいことによるものと考えられる。

(3) 農業就業者の減少と農業就業者の高齢化

それでは、なぜこれほどまで耕作放棄地は増加したのだろうか。直接的な要因は、農業就業者(※注2)の減少であると考えられる。

ここで、農業就業者数の推移を見ると(図表3)、05年の就業者数は252万人(65年比▲74・3%)となっている。一方、農業就業者数の総数に占める65歳以上の割合は、05年には47・2%まで上昇し、高齢化が顕著である。

千葉県では、農業従事者数(販売農家(※注3)、専業・兼業の合計)が20年で295千人から181千人へと38・5%減少している(図表4)。

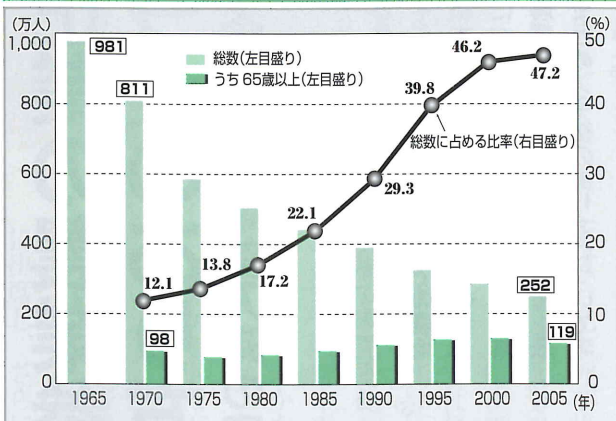
企業の農業参入を巡る動き

(1) 農地に関する規制緩和の推移

担い手不足や農業就業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、日本の農業基盤の弱体化が急速に進む中、法人経営体(※注4)を新しい農業の担い手とすべく、その育成を推進する国の政策が整いつつある(図表5)。

1962年、農業の近代化と、農家と企業の協業を目的として、「農業生産法人制度」が創設された。その後、数度にわたる農地法改正により、農業生産法人要件の緩和等の制度変更があった。そのもつとも大きなも

図表3 農業就業者数の推移



(出所) 総務省「労働力調査」

図表4 千葉県の農業従事者数(販売農家)の推移 (単位:人)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	1985年⇒2005年
農業従事者数(販売農家)	294,714	269,458	238,055	218,960	181,300	▲38.5%

(出所) 千葉県「農業センサス千葉県統計書」

図表5 農地に関する規制緩和の推移

時期	項目	具体的な内容
1962年	農地法改正	「農業生産法人制度」の創設——農業の近代化や農家と企業の協業が目的
2000年	農地法改正	農業生産法人の一形態として株式会社形態を導入
2003年	構造改革特別区域法制定	農地リース方式による農業生産法人以外の農業参入を可能に
2005年	農業経営基盤強化促進法の改正	特区以外でも農地リース方式による株式会社の農業参入が可能に
2009年	農地法改正	詳細は以下のとおり

2009年の改正農地法の主な内容

政策目標	●「農地の所有」から「農地の有効利用」へ ～「農地の所有者が基本的に耕作する」という考え方の見直し
ねらい	●農地を借りやすくして、企業の農業参入を促進すること
主な内容	●企業が借りられる農地の規制 ：「市町村が指定した放棄地などに限定」という規制を撤廃(原則的に、全国で賃貸借方式による企業参入が可能に)
	●農地借地期間の制限 ：20年から50年へ延長
	●農地を所有できる農業生産法人への企業の出資規制 ：1社当たり10%以下から50%未満へ緩和
	●農地を借りる企業の条件 ：経営陣の1人以上がつねに農業に従事すること

(出所) 農林水産省ホームページなどをもとに、(株)ちばぎん総合研究所が作成

能となった。

参入」が条件付(※注5)ながら可能となった。

より、投機的な農地の取得につながる懸念があるとの理由で見送られてきた、株式会社の農業生産法人化が認められ、「株式会社の農業分野への参入」が条件付(※注5)ながら可能となった。

※注1 耕作放棄地と似たような用語で休耕田というのがあるが、これは水稲の作付けを行わない水田を指し、耕作放棄地とは異なる。

※注2 農業就業者とは、農業を主業としている自営業者・雇用者を指す(原則専業農家のみ。ただし、県別の統計はない)。

※注3 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家を指す。

※注4 法人経営体とは、農業経営体のうち法人化して事業を行う者を指す。1戸1法人(農家であって農業経営を法人化している者)を含む。

※注5 農業生産法人の設立によって参入するための要件として、①【法人形態要件】農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社(株式の譲渡制限のあるものに限る)であること、②【事業要件】農業(農産物の加工・販売、農作業受託などの関連事業を含む)の売り上げが過半以上であること、③【構成員要件】株主が農地の出し手であることや、農業に常時従事する者が含まれていること、④【役員要件】役員が過半以上が農業従事者であること、がある。

もつとも、株式会社の参入についても、農業生産法人格を取得した株式会社以外は、農地を借りたり、購入して所有したりすることは認められていなかった。株式会社に農業生産法人格の取得には、さまざまな制約条件が付されていた。そこで、03年4月から実施されている構造改革特区制度において、「農業生

産法人以外の法人に対する農地の貸付けを可能とする農地法の特例措置」が講じられた。この特区制度は、05年9月の農業経営基盤強化促進法改正により全国展開の措置が講じられ、市町村の定めた区域において農業生産法人以外の法人（建設業や食品製造業などを行う一般の株式会社や、NPO法人等）が農地リース方式にて参入できるようになった（これを「特定法人貸付事業」という）。

(2) 企業の農業参入の形態

企業形態による農業活性化を目指して、09年12月には、さらに改正農地法が施行されたが、ここでは同法施行前までの企業の農業参入の形態をもう少し詳しく見ていきたい。

企業の農業参入の形態は、①農地リース方式による参入、②農業生産法人の設立等による参入、③農地を利用せず、雑種地等にハウスなどをつくって参入、④農地を利用せず、作業受託による参入、の4つに大別できる。これらのうち、数や業種を正確に把握できるのは①の形態のみである。

そこで、①の方式で農業参入した法人数の推移を見ると（図表6）、09年9月1日現在、全国で414法人（前年同月比+94法人）となっている。また、都道府県別では、長野県（33法人）や新潟県（32法人）、青森県（31法人）などが目立っている。

一方、千葉県は5法人にとどまっている。この理由として、09年11月末現在の県内での参入可能区域が、千葉市、我孫子市、山武市、大網白里町、鋸南町、野田市、八千代市の7市町に限定されていることなどが考えられる。

(3) 農地法の改正

前述したように、農地法はこれまで数度にわたって少しずつ改正されてきたが、より本格的な規制緩和を求める機運が強まったことで、09年6月17日に改正農地法が成立し、同年12月15日に施行された。

09年以前の改正では「自作農主義」という基本理念は維持されてきたといえるが、今回の改正では「耕作者による農地の所有が最も適当」という文言が削除され、方針が自作農主義から「農地の賃貸借が行われやすい効率的農地利用の促進」へと転換されたことが大きなポイントである。なかでも、一般企業等が農地を借り際の規制が大幅に見直され、企業等の農業参入を促しているのが大きな特徴である。

主な変更点としては、農地リース方式による参入では、これまで自治体を通じた農地の貸借しかできなかったが、直接的に地権者との交渉が可能になったこと。また、農業生産法人設立等による参入では、農地を所有できる農業生産法人への企業の

出資比率の上限が10%以下から50%未満へ緩和されたこと、などが挙げられる。

09年12月の改正農地法施行により、企業が参入しやすい環境はある程度整ったが、株式会社による農地「所有」が認められていない。

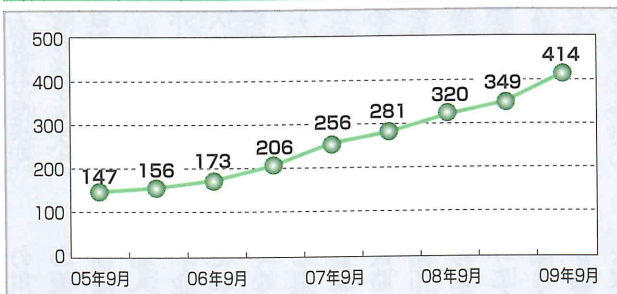
企業の農業参入の現状と課題

(1) 企業の農業参入の動機・目的とメリット

企業等の農業参入に関する意向調査（平成20年度：(社)日本アグリビジネスセンター）によれば、「農業に参入した動機・目的」は、建設業で

「新分野進出のため」(17%)、「公共事業の減少のため」(16%)、食品産業では「加工食品原料確保のため」(11%)、「地域貢献のため」(8%)が上位を占めている（図表7）。

図表6 参入法人数の推移（農業生産法人への移行を含む）



(出所) 農林水産省

図表7 農業に参入した動機・目的 (複数回答)

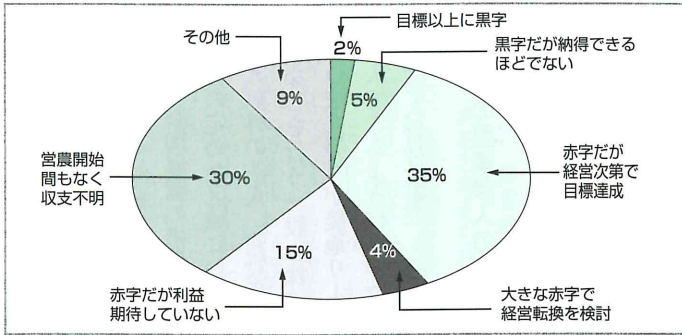
項目	建設業	食品産業	計
新分野進出のため	17%	3%	43%
公共事業の減少のため	16%	0%	27%
余剰労働力の活用のため	13%	1%	27%
地域貢献のため	11%	8%	52%
加工食品原料確保のため	0%	11%	24%

(出所) (社)日本アグリビジネスセンター「平成20年度 企業等の農業参入に関する意向調査」
 (注) 建設業76社、食品産業46社へアンケート。回答数：建設業24社、食品産業15社

しては、外食産業や食品メーカーなどの場合は、①必要とする農作物に絞ってむだのない計画生産ができ、生産を効率化することでコスト削減も図れること、②自社生産するものであれば輸人物に頼らずに品質の良いものをいくらでもつくれること、③消費者にトレーサビリティ（生産履歴の追跡）をアピールできること、などが挙げられる。一方、異業種である建設業などでは、本業の減収分の補填がでただけでなく、新たな収益源とするまでになった企業もある。加えて、雇用の創出や、耕作放棄地および遊休農地の有効活用で、地域の活性化につながっているケースもある。

—— N県O村では、地元建設業者

図表8 農業部門の経営状況



(出所) 農林水産省
(注) 06年3月1日時点で農地のリース方式により農業参入している156法人へアンケート。回答数:134法人

図表9 大手企業の農業参入事例

企業名	参入年	主な生産拠点	主な生産品目
カゴメ	1999年	茨城県美野里町	トマト
サイゼリヤ	2002年	福島県白河市	レタスなど
ワタミ	2002年	千葉県山武市	大根など
メルシャン	2003年	長野県上田市	高級ワイン用ぶどう
エイチ・ツー・オーリテイリング	2003年	大阪府泉南市	葉物野菜
モスフードサービス	2006年	群馬県、静岡県	トマト
ドール	2008年	宮城県登米市	パプリカなど
豊田通商	2008年	宮城県栗原市	パプリカ
セブン&アイ・ホールディングス	2008年	千葉県富里市	露地野菜
モンテローザ	2008年	茨城県牛久市	水菜など
たらみ	2009年	長崎県諫早市	みかん
東日本旅客鉄道	2009年	茨城県石岡市	長ネギなど
サッポロビール	2009年	長野県池田町	ワイン原料ぶどう
イオン	2009年	茨城県牛久市	小松菜など
住友化学	2009年	長野県中野市	イチゴ

(出所) 新聞報道、プレスリリースなどをもとに、(株)ちばざん総合研究所が作成

が、遊休農地の解消と経営の多角化を図るため、地元の特産品であるブルーベリー等の生産を開始した。農業経験のある社員が労働力となり、他の社員に技術指導をしながら農業を実施している。

——N県J市では、市内の建設業者等が遊休農地および遊休農地となりうる農地の受け手として水稲を中心に農業経営を展開している。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住にも期待が寄せられている。

(2) 企業の農業参入における課題

09年12月の改正農地法施行により、

企業の農業参入の動きの活発化が期待されている。しかしながら、農林水産省が実施したアンケート結果を見ると(図表8)、「農業部門の経営状況」で、黒字を達成している法人は1割に満たず、赤字経営および営農開始間もなく収支不明となっている法人が合計で84%を占めており、農業参入後も大きな困難が伴うことを物語っている。これまで例えば、オムロン(精密機器製造・販売)やJ-T(タバコ製造・販売)、ユニクロ(ファーストリテイリング/衣料品製造・販売)といった大手企業であっても、わずかな数年で撤退に追い込まれている。農作物は工業製品と違い、

自然環境に大きく左右されるほか、在庫管理が難しいなどリスクも大きく、他のビジネスとは別の手法が求められるためである。

そこで、今回のレポート作成にあたり、企業の農業参入における課題等について、農業事業者等へのヒアリング調査を実施した。その結果、参入側(企業)では、①農地や従業員など農業を行うための経営資源がないこと、②農作業を行うためのノウハウがないこと、③安定的な収益が見込めないリスクがあること、一方、受入側(農家)でも、④短期間で利益が出ない場合、企業が早期撤退するリスクがあること、⑤企業の参入により、地域の農業の体系が崩れる恐れがあること(一般的に農村は、個々の農家が農業を行う環境を地域全体で支える体制となっているが、そのしくみや慣習を知らない企業が参入することにより、悪意がなくても、地域の農業の体系を崩してしまう可能性も指摘されている)、などが明らかになった。

企業の農業参入における先進事例

これまでに農業に参入した大手企業の一覧(図表9)を見ると、カゴメ(食品加工業)やワタミ(外食業)、イオン(大手流通業者)をはじめとする代表的な企業の多くが農業

の川下事業者の範疇に位置し、独自の販路を持つことがわかる。前述のオムロンやユニクロのように、参入時点で農業とかかわりを持たない企業による参入の事例もあるが、これらは失敗しているケースが少なくない。この要因として、川上である農業事業者とのつながりが弱く、農業ノウハウの会得が難しいことや、販路である川下とのつながりも弱く開拓することが難しいこと、などが考えられる。

これから推測すれば、今後も農業とまったく関係がない異業種企業が農業に参入した場合は、このような課題に直面することが予想され、農業をひとつの事業採算部門として確立するためには、乗り越えなければならぬ高いハードルがあることを示している。

これまで述べてきた課題を踏まえて、以下では、農業の川下に該当する事業者などが新たに農業に取り組んでいる事例を紹介したい。

① 株式会社モスフードサービス

モスフードサービスが全国展開する「モスバーガー」では、114の協力産地で生産された国産野菜を使用している。

モスバーガーの農業参入のきっかけは、顧客の「タマネギが辛くて食べられない」とのクレームで、自分たちで野菜をつくれなにか、と考えたこと。その後、宮城県と北海道で実験

農場を開設したが、栽培にあたっての技術不足や労務管理の違いなどからいずれも失敗に終わった。

しかしながら、農業者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加などから、今後の野菜の安定調達は望めないとして、06年、主力協力産地である群馬県の生産者団体「(株)野菜くらぶ」との共同出資で農業生産法人「(株)サングレイス」を設立、静岡県(1・6ha)と群馬県(1・2ha)の2か所で年間を通してトマトを生産している。

ここで生産されたトマトは、野菜くらぶに出荷され、野菜くらぶがサイズによって販売先を振り分けている。販売力のある野菜くらぶと提携することで、サングレイスは生産管理に集中することができている。このように、販路が確立されていることも、モスバーガーの農業参入を後押しした。

② 農業生産法人株式会社 且千花

且千花は、もともと健康食品卸売会社であり、農業とのかかわりはなかったが、本社があった東京都江戸川区(小松菜の主産地)の異業種交流会に参加し、漬け物原料の小松菜生産を発案、着手したことをきっかけに農業参入した。

当初は、千葉県下の農家に栽培委託しており、同社は販売のみ行っていた。しかし、農家によって品質にばらつきが出るなど、品質・収量とも安定しなかった。そこで、01年に

大槻会長みずからが農地の権利を取得、農業に従事し、05年には本社を千葉県八街市に移し、農業生産法人としてスタートした。

主力商品は、同社が独自に種から栽培方法までこだわり開発したオリジナル野菜の「江戸菜」で、市場を通さない直接販売の形式をとっている。販路開拓の方法は、農業参入以前のビジネスで培った営業販売力を生かしてレストランなどの調理場を1軒1軒回る飛び込み営業など。現在の取引先は2000社強にも及んでいる。

企業が農業参入する場合
留意したほうが
よいと考えられる事項

これまで指摘してきた課題や先進的な事例などを踏まえて、企業が農業参入する場合、留意したほうがよいと考えられる事項について、以下のとおり整理してみた。

(1) 独自の販路の開拓が必須

なぜなら

販路に関しては、企業がこれまで培ってきたネットワークを生かして、独自の販路を開拓することが重要という点である。販路を差別化するのであれば、多くは市場外流通を選択することとなる。具体的には、消費者への直販、特定の加工・小売り・外食などの事業者への販売であ

る。労力がかかるが、農業をビジネスとして成立させるためには、販路の開拓が必須である。さらに、新たな販路を開拓する場合、自社の農作物の特徴を説明して、相手にその価値を認めてもらわなければならない。

(2) 地域に積極的にかかわり、地元農家との信頼関係を築くこと

農業は素人がマニュアルどおりに行っても成功するとは限らない、まさに「職人の世界」といえる。一般的に、企業は農業についての知識・ノウハウに乏しく、農地、従事者など農業を行うにあたっての経営資源もないため、農業を行うにあたり地域の協力や農業技術の支援が必要不可欠になってくる。

しかしながら、農家はよそ者である参入企業への警戒心が強い。そこで、企業は、農家の信頼を得るため、地域で一斉に行う農業用水の管理や農作物病害虫の防除などの共同作業に積極的に参加することなどにより、地域にかかわり、農家と良好な関係を築くことが持続的な取り組みを可能にする。

(3) 短期間での収益を重視せず、中期的な視点での取組姿勢を持つこと

農産物は自然条件で栽培するので、気候の影響を受けやすく、農産物の品質を維持し収量を確保していくことは容易でないため、早期の利益は

見込めない。企業の多くが短期的な収益を重視しがちであるが、中期的な視点で腰を据えた取組姿勢を持つことが必要である。

また、やむをえず撤退することになった場合も、企業には、その後の農地利用者を見つける、などの配慮が必要である。

農業参入を目指す
企業向けの行政の支援策

これまで企業が農業参入する場合、留意したほうがよいと考えられる事項について整理してきた。農業の新たな担い手として企業が参入することは、農業活性化につながる。

しかしながら、こうした活動も参入企業のみでの単独での活動では限界がある。そこで、企業の農業参入の後押しとして、法律面での規制緩和に加えて、行政の支援が重要になる。行政は、農業施策の立案・遂行者であり幅広い役割が求められるが、なかでも「統計情報のスピーディーな整備・提供」は農業に携わる企業にとっては貴重である。行政が、企業に対して参入可能な区域に関する情報などを整備・提供することで、参入企業と地権者の交渉も円滑に進む。企業による農業参入を衰退している日本の農業の活性化につなげていくためには、行政サイドのスピーディーかつ有効な支援が欠かせない。